

第1 原判決に憲法違反又は憲法の解釈に誤りがあること

- 1 重要証人5人分についての取り調べ状況の録音録画記録媒体67時間分全て及びCの供述録取書のうち1通を開示されずに証人尋問が行われたことが、憲法第37条2項に反しており、原判決に憲法違反があること

- (1) 取り調べ状況の録音録画記録媒体などを検討した上で証人尋問をすることの重要性

そもそも証人尋問は、証人に対して「主尋問」、「反対尋問」、「補充尋問」を行うことで、証人の証言の信用性をテストする手続である。この証人、特に検察官側証人の証言によって事実認定が行われて、結果として被告人を有罪とするか無罪とするか判断されることとなるから、この証人に対する尋問は重要な被告人の権利として、憲法第37条2項で規定されている。

特に、本件のような裁判員裁判では、極力調書の朗読ではなく、書証も厳選されて、法廷に於いて証人が証言を行うこととされている。その証人の証言こそが謂わば事実認定の決定的な証拠とされるために、取り調べに於いて証人がどのように述べていたのかを事後的に検証する道具として、取り調べの録音録画がされており、基本的にこのDVDが開示されているのである。被告人及び弁護人は、これを検討した上で、法廷に於いて証人に対して反対尋問を実施し、証人の証言の信用性を吟味することが可能となる。

- (2) 原判決での認定が反対尋問権の侵害という憲法上の権利の重要性を全く考慮していないこと

ア 原判決では、この点について手続違反を認めつつ、憲法違反ではないと認定している。

すなわち、**A**の母親**B**と父親**C**、母親**B**の母親である**D**、母親**B**の妹、被告人の知人で本件に全て立ち会った**K**（略）が重要証人として出廷して証言をしているが、録音録画記録媒体26枚と、父親の**C**の平成28年1月8日付警察官調書が不開示とされたまま尋問されたことについて、第一審判決では、検察官が、取り調べ状況の録音録画が記録媒体67時間分全て及び**C**の供述録取書の内1通は存在しないと弁護人に対して回答し、開示しなかったことは認められ、刑法316条の15が定める類型証拠開示の制度が被告人側の防御権の実質的保証に関係する重要な制度であること、及びそれらの証拠を開示することの相当性に疑問を生じさせるような事情が伺われないことからすれば、法律上開示すべき証拠を開示しなかったことになり、このような状態を前提に重要な5名の各証人尋問が実施された原審裁判所における訴訟手続は法令違反と認定をしている。

その一方でこれら5名の証人尋問に先立って、それぞれの供述録取書については、**C**の1通を除いては第1審検察官から第1審弁護人に開示され、原審における実際の反対尋問がそれらの内容を踏まえて行われており、証言の内容がメールなどの内容や領収書などの書類、通話履歴といった客観的証拠との整合性を主軸として認められる高い信用性を有するものであって、仮に未開示の上記記録媒体等の内容を踏まえて各証人の記憶の程度や供述の不合理性、他の証拠との関係等に関する別の反対尋問が行われたとしても、それによって信用性が左右され得るようなものではないとして、憲法37条2項に反するものではなく、判決に影響を及ぼすものではない、とする（控訴審判決第4頁から第5頁）。

イ しかし、そもそも被告人の反対尋問権が憲法で保障されている趣旨は、前述したように、証人の証言の信用性を吟味するためである。証人が証言をすることができたとしても、反対尋問においては、証人尋問前の段階で証人予定者の取り調べ状況の録音録画記録媒体を含む供述録取書等の開示を受けて、その供述内容や他の証拠との整合性、供述相互の整合性等を検討しなければ、証言内容の信用性に関する適切な反対尋問はできない。

特に、証人が供述調書の通りに証言をしたとしても、そもそも供述調書自体が、証人の証言を検察官がまとめて作成したものであり、その供述調書が作成されるまでの経緯を検証しなければ、その供述調書の内容が信用に足るものかどうかを吟味することができない。そのため、裁判員裁判では、原則として取り調べ状況の録音録画が行われており、この録音録画媒体が反対尋問を有効適切に行われるための重要な資料となっている。

つまり、このような録音録画媒体を被告人側の求めがあったにもかかわらず提供されなかった場合、開示されるべき証拠が開示されないまま行われた証人尋問として反対尋問を経していない証人尋問と同視でき、憲法37条2項及び刑訴法320条の定める伝聞証拠排除法則に違反する違憲の手續である。控訴審判決の内容は、裁判所自らが裁判員裁判制度の意義を否定したに等しく、明らかに憲法の解釈に誤りがある。

それに、尋問の内容が客観的な証拠に基づいて行われたとはいえ、後述するように筆跡に争いがあり原判決の客観的な証拠自体に疑義がある本件では、なお各証人の供述内容などを検証する必要がある。特に、**C** や **B** の供述について取り調べの時間が67時間という長時間であったことから、**C** や **B** の供述内容が曖昧であったことは容易に伺える。そうであれば、重要証人の証言内容は異なっ

たものとなった可能性が高いから、上記手続の違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

ウ なお、本件訴訟では、被告人が精神鑑定に一切応じていないのにも関わらず精神鑑定書が作成されて、一度は検察官から証拠として提出しようとしたが、訴訟では結局提出されていない。このような経過からも、本件訴訟の取り調べや審理の適法性について慎重に吟味されるべきことも付言する。

(3) 小括

以上から、原判決には憲法違反又は憲法解釈に誤りがあり、録音録画媒体の解析等を行った上で、改めて尋問をやりなおすべきである。そのため、原判決を破棄差し戻しをし、改めて5名の証人に対しての尋問を実施すべきである。

2 死体検案書が開示されずに解剖医の証人尋問が行われたことは、憲法第37条2項に反しており、原判決に憲法違反があること

被告人は第1審時点から、**A**の死因と死亡時刻を争っていた。このことは、被告人作成の平成28年6月18日付の「起訴状二対スル抗弁書」には、午前6時33分の死亡時刻について否認しており、平成28年7月8日付「証明予定事実記載書二対スル抗弁書」第3頁5行目にも、「同日午前6時33分頃糖尿病性ケトアシドーシスを併発して1型糖尿病に基づく衰弱により死亡した」点について、「否認及び黙秘」としていることから明らかである。

第1審では、**A**の死体を検視して司法解剖を行った **E** 医師に対して証人尋問が実施されている。しかし、控訴審で初めて開示された死体検案書（控訴審の弁9）によると、死亡原因は「不詳」とされ、死亡

時刻も「早朝（推定）」とされており、起訴状や証明予定事実記載の死亡時刻や死亡原因の裏付けともならない、あいまいなものであった。

仮に **E** 医師に対する尋問の際に、被告人側にこの死体検案書があれば、**E** 医師に対して、死亡原因及び死亡時刻が曖昧であるとして、死亡原因や死亡時刻について弾劾の反対尋問をすることが可能であった。それにもかかわらず、この死体検案書がなかったことから、第1審の弁護人は、**E** 医師に対して、**A** の死因や死亡時刻について尋問をすることができず、特に被害者死亡と被告人の行為との因果関係の認定についても影響があったことは容易に推測できる。

従って、死体検案書の開示もされずに弁護人が行った **E** 医師の証人尋問は、反対尋問による弾劾を経ていない尋問と同じであり、憲法第37条2項に違反していることは明らかである。

第2 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること、

1 **B** を「道具」と評価して被告人に殺人の間接正犯を認めたことの誤り

(1) はじめに

原判決では、**B** について、いわば道具であるとともに、被告人にもその旨の認識があった以上、**B** との関係においては、被告人にインスリン不投与の実行行為の間接正犯が認められるとしている。

そもそも間接正犯とは、他人の行為を利用して犯罪を実現する正犯のことをいい、これが成立するためには、被告人に正犯としての意思が認められるとともに、被利用者が道具といえること、つまり「反対動機形成の可能性がないこと、または強い支配を受けていること」が要件となる。

しかし、本件では、被告人に正犯としての意思が認められず、また、被利用者であるとされる **B** は道具とは言えない。

(2) **B** が道具と評価できないこと

第1審判決では、**B** は「**A**にインスリンを投与させないとの被告人の意思を心理的抵抗なしに実現に移した」としており、控訴審判決でもこの認定について妥当としている。

ア しかし **B** は、1型糖尿病の病状や治療法を理解し、反対動機形成の可能性があった。

そもそも **B** は **F** 医師から1型糖尿病について説明を受けていた。書証によると、平成26年11月15日に **A** が1型糖尿病と診断された際、**B** は、医師から1型糖尿病について説明を受けており、理解をしていた（甲27（ただし後述するように筆跡等で真贋に争いあり）、**F** 証言46頁第120項から126項）。実際、**A** が退院してからインスリン注射をして日常生活を送ることが出来ており、インスリン注射をしなくなってから平成27年3月16日に **A** がケトアシドーシスの症状で再入院をし、再退院後には再びインスリン注射を行って日常生活に復帰できていた。

これらの経過は、全て **B** も、後で述べる **C** も経験をしている。つまり、**B** は、「インスリン注射をすることで **A** が日常生活を送ることができること」そして、「インスリン注射をしなければ、**A** がケトアシドーシスの症状で再入院することになること」を経験していた。そのため、本件犯行時とされる平成27年4月6日時点では、**B** が以上の経験をしていた以上、インスリン注射をしないことについての反対動機の形成をすることは可能であった。

イ **B** と **A** との関係からも、**B** に反対動機形成の可能性があった。

本件のような、殺人という人の命を奪うような犯罪であれば、そのような行動にでることを躊躇うのは当然である。特に本件のよう

に、被害者であるとする**A**の実の母親である**B**が、実の子の**A**の命を奪うという行動として、インスリン不投与という行動に出ているのである。実の母親であれば、何としても我が子である**A**の命を助けようとするのが当然であり、**B**に殺人につながる行為について反対動機の形成の可能性があったことは優に認められる。

ウ **B**と被告人との関係で、**B**が被告人から強い支配を受けていなかった。

(ア)被告人から**B**に対して、**A**の治療においてインスリン不投与を指示されたとするのであれば、**B**が被告人から強い支配を受けてこの指示を厳守していなければならない。

しかし、**B**と被告人とのメールのやりとりを見ると、到底**B**が被告人から強い支配を受けていたとは言えない。

具体的には、平成27年3月16日付のメールで、**B**が被告人に対して、「インシュリンを打っていた時は、多飲多尿がなかったので、その関係がすっきり思えないのは事実です。」(甲54のメールの355番)と送信したように、**B**が被告人による指示について疑念を持っていた。そして、続けて**B**が被告人に対して、「このまま病院につれていかなければなりませんか？」(甲54のメールの358番)と送信をした際、被告人は、**B**に対して、平成27年3月21日付のメールで、「病院の管理指導に従って治してもらってください。」(甲54のメールの414番)と返信をしている他、続けて、家族で相談をして悔いのないように望む内容のメールも送信している(甲54のメールの415番)。

また、平成27年4月24日付の転送メールでも、**B**が、被告人に対して、「インスリンが出ているのであれば測定しても問

題ないはずで、手遅れで様々な障害が**A**さんに発生したらと考えてしまいます。」(甲54のメール671番)と、**C**から**B**に送信されたメールを、**B**が被告人に対して転送した際にも、被告人は**B**に対して、「測定したいならすればいい、意向は両親が決めてくれるように前回話した、疑いながら続けることは辛いであろうから、両親の好きな方法を取ればよい」旨のメール(甲54のメール672番)を返信している。

もし被告人が**B**を強く支配しようとするのであれば、この時点でこのようなメールを送信せず、例えば自分の指導を疑うのかというような叱責のメールを送信するはずである。それが送信されず、しかも**B**から被告人に対して指導法の疑問を呈するメールが送信されていることからすると、**B**が被告人から強い支配を受けていたとは到底言えない。

(イ) メールでのやりとりの他にも、**B**は、被告人とずっと行動を共にしていたのではない。**B**は**C**と夫婦として一緒に暮らしており、子供の**A**の治療についてお互い相談できる環境であったし、主治医を含めた第三者に直接相談もできた。被告人と**B**が主にメールや電話でやり取りを行っていたことに比べれば、被告人が**B**の自由意思を奪って強い支配においていたとは言えない。

エ 控訴審判決では、「被告人は、**B**に対して、**A**へのインスリン不投与を伝え、これに反して**B**が**A**を医師に連れて行った際に、折に触れて脅しめいた表現を織り交ぜながら**B**に対して被告人の指示に従うよう申し向けていた」ことや、「**B**が、被告人の指示に従いさえすれば、インスリンを投与しなくても、**A**の1型糖尿

病が完治すると信じ込んでいた以上、その余の冷静で正常な判断が相当程度鈍った精神状況に陥っており、被告人の指示以外の行動をとり難い心理状態にあったと認められる」と認定する。

しかし、1型糖尿病は、生活習慣の結果生じる2型糖尿病と異なり、罹患率が低く、インスリン投与が絶対に必要な病気であるものの、裏を返せば、インスリン投与さえすれば患者でも通常の生活をすることが可能であるし、症状や程度によっては、障害年金を受給することも可能な病気である。例えば末期がんで治療のしようが無いというような症例とは異なり、被害者の**A**に死期が差し迫っている状態では無かった。つまり、**B**が**A**の1型糖尿病の罹患についてインターネットで調べる等すれば、インスリン投与をすれば日常生活を送ることは可能ということ直ぐに理解できたのであり、実際前述したように**B**は医師から病状について説明を受けていた。

そのような状態で、被告人が**B**に対して、被告人の指導に従うよう申し向けていたとしても、**B**は、治療については医療機関、金銭的な負担については市役所に相談をすることも可能であった。特に**B**が**A**と母子家庭であった場合であればともかく、**A**の父親である**C**と相談をする、或いは**C**が医療機関や市役所に相談をすることも可能であったことは容易に推認できる。そもそも被告人は医師ではなく、自らの指導で病気を治すことができると述べているだけであり、被告人の治療で**A**の症状が改善されなければ、その時点で**B**や**C**が、**A**を医療機関に連れて行ってそのまま医療機関での治療を続行させればよかったのであるし、実際平成27年3月16日に**A**を入院させている。

仮に、**B**がその後の被告人の言動を無視し、被告人が**B**に対して脅迫めいた文言を用いたとしても、**B**としては、治療の効果が現れない治療を継続しようとした被告人を信用できないとして

被告人を無視して**A**に医療機関での治療を続行するか、あまりに被告人がしつこく**B**や**C**に対して脅迫めいた指示をしてきた場合は、それこそその時点で弁護士など関係機関に相談する等して対応するという選択肢も残っていた。それに、ウで前述したように、**B**は被告人に対して、その治療法について疑問を呈したメールを複数送っており、**B**が冷静で正常な判断が相当程度鈍った精神状況に陥っていたとはいえない。

オ 以上のことから、**B**が「被告人の指示以外の行動をとり難い心理状態にあった」とは到底言えず、母親である**B**が道具であると評価することもできない。

(3) 被告人に正犯としての意思が認められないこと

ア 原判決では、被告人に殺人の未必の故意があったと認定する。しかしその根拠について、第1審判決では①**A**の治療に関する契約時に被告人が「願書」(甲27、但し筆跡等成立の真贋について争いあり)を見たこと、②その契約以前に、**S**が被告人から1型糖尿病の子供がいると聞き、インターネットで調べた上、インスリンを注射しなければならないという情報を被告人に伝えていたこと、③**B**は、その契約の際、被告人に対し、**A**がインスリンを投与しなければ生きられないことを伝えた旨証言していること、**B**の証言は、平成27年3月9日に被告人作成メールの文面に裏付けられる、としている(第1審判決第2頁)。

イ しかし、未必の故意は、「犯罪の実現自体は不確実ではあるものの、自ら企図した犯罪が実現されるかもしれないことを認識しながら

ら、それを認容している」ことを意味する。

(ア) そして、①の「願書」(但し筆跡等真贋について争いあり)

を読む限り、「低血糖のリスクや高血糖における今後の合併症を予防するため続けていかなければならない」という記載があるが、被告人の指導でAが死ぬかも知れないがそれを認容する、という様な意味には取れない。この願書の記載を見る限り、合併症を予防するために続ける、つまり合併症を生じさせないようにする、というのが素直な解釈である。この解釈であれば、Aに合併症を生じさせないようにするという意味で、病状をこれ以上悪化させない、という意味と動議であるから、不確実ではあるが、Aの志望が実現されるかも知れないと認識しつつそれを認容しているとは到底解釈できない。

(イ) ②のSの証言についても、インスリンを投与しなければならない、という意味であり、インスリン投与を怠ればどんな結果になるか、というところまでは被告人に伝わっていない。従って、Sの証言では、被告人に、インスリン不投与の結果ケトアシドーシスの症状をAに生じさせるということさえ注意喚起をすることはできず、その結果Aを死亡に至らせることになるかも知れないがそれを認容する、という未必の故意を被告人に生じさせることは不可能である。

(ウ) ③のBの証言は、そもそも信用できない。

Bは、平成26年12月7日ころ、被告人に対し、インスリンを「一生打ち続けなければ生きられないと話をした」と証言する(第5回B証言の第5頁)。

しかし、そもそも被告人がBと初めて知り合ったのは、平成

26年12月29日であり、それ以前に被告人に対して **B** が **A** の糖尿病について話をした事はない。

それに **A** を診断した医師は、この平成26年12月7日の前の時点で、このようなことを述べていない。**G** 医師は、平成26年11月15日に **C** と **B** に対して、**A** の1型糖尿病についての説明をした際、ケトアシドーシス状態になった場合について、「死んでしまうというような強い言い方」ではなく、「意識消失を起こして運ばれてきてしまうような方がいる」というような説明をしたにとどまっている（**G** 証言第24頁第183項以降）。このことは、第1審判決でも、**C** が「主治医らからインスリンを投与しなければ意識障害となって救急車で病院へ連れてこられる場合もある旨説明されたものの、**A** が死亡する危険性があるとの説明までは受けていなかった旨証言」しているという理由で、**C** が当時「インスリン投与をしなければ **A** が死ぬ可能性を認識していたとは断定できない」と認定していることから明らかである（第一審判決第16頁第9項(2)）。この第一審判決では、同じ **G** 医師が説明した内容について、**C** については「**A** が死亡する危険性があるとの説明までは受けていない」という認定をする一方で、**B** との関係では、「**A** が死亡する危険性があるという説明を受けていた」と認定しているのであり、事実認定に矛盾が生じている。

なお、原判決は、**B** 証言を信用できると認定した根拠として、メール（甲54のメール第260番）を挙げている。しかし、このメールは平成26年12月7日の近辺ではなく、それから2か月余りも経過してからのメールである。しかも、前述したように、被告人が **B** と知り合ったのは平成26年12月29日である。したがって、平成26年12月7日に **B** が被告人に対して「**A**

がインスリンを投与しなければ生きられないことを伝えた」という証言の根拠とすることは無理がある。

(エ) 以上からすると、平成26年12月31日頃の契約当時に、被告人が、**A**がインスリンを投与しなければ死亡の危険があるかもしれないと認識しながら、それを認容していたということにはならない。

ウ **C**の、**A**への殺意を否定した認定と、被告人の、**A**への殺意を認めた認定との間に矛盾がある。

本件事件では、**A**の父親である**C**について、保護責任者遺棄致死罪の成立を認めつつ不起訴処分となっている。**C**に殺人罪が認められない理由として、第一審判決では、**C**には「インスリンの不投与が、**A**が障害者となってしまったりするような重篤な事態に陥る危険性があるとの認識は有していたものの、**A**が死亡する危険性があることまでの認識を有していたとは認めがたい」から殺意が認められないからとされている（第一審判決第16頁第9頁から第10頁）。

しかし、この**C**の、**A**への殺意を否定した認定からすると、被告人に**A**への殺意を否定しない限り、事実認定が整合しない。**C**は、**A**の父親として**A**や**B**と一緒に暮らしている以上、毎日のように**A**の病状などの様子を把握することができており、日々**A**の病状が悪化する状態を目の当たりにしていた。一方、被告人は、**A**と同居していたのではなく、**B**らから40キロメートル以上離れたところで暮らしており、そもそも**B**らの居住する場所も知らなかったし、被告人は**B**らから居住場所を教えられてもいなかった。被告人は、**B**からメール等で間接的に**A**の様子について報告を受けて

ただけであり、これでは被告人は**C**よりも**A**の病状が刻々と悪化していったことを把握できない。その結果、**A**の様子を日々目にしていた**C**でさえ病院で治療を受けさせようとしなかったのに、そのような**A**の様子を頻繁に直接把握していなかった被告人が、**A**を医師による治療を受けさせなければならないという認識を持てなかったのは当然である。

そして、**C**も**B**と共に、そもそも**A**の回復を願って被告人を頼っており、被告人も自らの能力で**A**の病状を回復させようとしていたのであるから、**C**も**B**も被告人も、いずれも**A**が死んでもやむを得ないという認識・認容を持っていない。特に被告人は、**S**証人や**H**証人、**D**証人が証言したように、被告人自らの能力をもって大勢もの人間を治療した実績がある（**S**証言4項、6項、47項、51項、52項、**H**証言234項、313項、314項、373項、**D**証言17項、19項、22項、24項、45項）。このように実際に自らの能力で治療を成功させた実績のある被告人が、あえて**A**のみに対して死んでもやむを得ないという認識認容を持っていたのは不自然である。

エ また、被告人は、**A**の治療に関して金銭を受領しており（金額には争いがあるが）、仮に被告人に**A**が死んだとしてもやむを得ないという認識認容があったとすれば、始めから被告人が**C**や**B**をだまして金銭を得ようとしていたということになる。そのようなことをすれば、本件のように**A**が死亡してしまった場合、被告人が**C**や**B**から金銭返還を求められる等のトラブルを生じさせることになるから、金銭受領をしていた被告人には、この点からも**A**の死についてやむを得ないという認識認容さえなかったのは明らかである。

オ インスリンの不投与を続けた**A**が、平成27年3月の再入院でも死亡をしなかったことから、被告人には**A**の死亡をやむを得ないと認識認容する機会がなかった。

Aは、平成27年2月10日ころからインスリンの投与を止められ、同年3月半ばにケトアシドーシスの症状があるとされて入院させられている。このことについて、被告人は何も聞かされていなかった。

従って、平成27年4月5日から同月27日までの間に、**A**の被告人は、**A**の死亡をやむを得ないと認識認容する機会がなかったことになる。

(4) 小括

以上から、被告人には、**A**の死亡がやむを得ないという認識認容さえなかったことになり、殺人罪の未必の故意は存在しなかった。したがって、被告人の殺意を認定した原判決の事実誤認が、判決の重大な事実誤認に当たることは明らかである。

2 被告人には、**C**との間で保護責任者遺棄致死罪の共謀共同正犯も成立しないこと

第1審判決では、被告人の指示で**A**にインスリンが投与しないこととされ、この指示が**B**を通じて**C**に伝わり、**C**がその指示に従うよう決断したとして順次共謀が成立し、インスリン不投与という実行行為を行っていない**C**との関係では保護責任者遺棄致死罪の共謀共同正犯になると認定している。

しかし、被告人が**C**と会ったのは、平成26年12月31日の1回だけであるし、しかもその時も被告人と**C**とは**A**の病状について話をしていない。それ以降も、被告人と**C**とは会ったこともメールのやりとりも

していないし、**B** から被告人の治療方法について具体的に**C**も聞いたこともなかった（**C**証言23頁、25頁、32頁、33頁）。

そもそも共謀共同正犯と認定するためには、共同して犯罪を行ったと評価できるだけの事情が必要だが、たった1回しか会っておらず、具体的な被告人の指示内容も聞いていなかった**C**と被告人との間に、**A**について保護責任者遺棄致死罪成立に向けた謀議が行われたとはいえない。

このように**C**と被告人との間に謀議が認められないような事案にまで被告人に保護責任者遺棄致死罪成立を認めた原判決には、判決に影響を与えた重大な事実誤認が認められる。

3 領収証等の記載内容、及び被告人の受領した金額など、書証成立の真正について何ら検証がされておらず、その結果重大な事実誤認があること

(1) 領収証等の筆跡について疑義があり、それについて何ら検証がなされていないこと

ア 本件訴訟では、願書（甲27）や領収証（甲49）、メモ（甲52、甲53）が書証で提出されている。しかし、これらの書証の筆跡に疑義がある。

具体的には、①本件で提出された願書（甲27）の4枚目（左下にNo.4とあるもの）に記載された「栃木県下野市（以下略）

龍神 近藤弘治」の部分の被告人の筆跡と、「栃木県日光市（以下略）**H**」の部分の**H**の筆跡、②願書添付（甲27）の「成功報酬規定」と題する書面における、「**C**」「**B**」及び「栃木県日光市（以下略）

H」との記載を除いた部分の被告人の筆跡と、「栃木県日光市（以下略）**H**」の部分の**H**の筆跡、③領収証（甲49）の最終行以外の手書き部分の被告人

の筆跡と、最終行の「日光市（以下略）**H**」部分の**H**の筆跡、④メモ（甲52，甲53）の記載についての被告人の筆跡が、被告人や**H**の筆跡と異なっているのではないか、という点である。

被告人はこれらの筆跡について本人等の筆跡とは異なるとして、偽造ないし変造されたものと主張している。このことについて、控訴審では、弁護士及び被告人によって筆跡鑑定を申請を行ったが、却下されている。

イ 筆跡鑑定を実施することの重要性

上記願書（甲27）や領収証（甲49）、メモ（甲52，甲53）は、いずれも第一審判決では被告人や**H**によって真正に作成されたことを前提に事実認定をしている。しかし、これらの書証が被告人などによって作成されていなかった場合、特に願書について前述したとおり被告人の故意の認定に重大な影響を与える。そのことから、これらの書証について筆跡鑑定を行う必要性が高い。それにも関わらず、控訴審ではその筆跡鑑定をせず第一審判決を妥当と判断しており、事実誤認に重大な影響を与えるのは明らかである。

(2) 被告人が**B**から受領した金額についての事実誤認

第一審判決では、被害者側から被告人が受領した金額について、「治療開始前に既に数百万円に上る金銭を**B**から得ている」（第一審判決15頁第7項(4)）と認定する。しかし、被告人は、**B**の母親である**D**の急性乳ガンの治療を行っており、この治療費も**B**から受領している。この**D**の治療は成功しており（**D**証言17項、19項、22項、24項、45項）、この金銭が含

まれている可能性が高い。被告人によると、**A** の治療で **B** から受領した金銭は、35万円である。

それに、そもそも **A** の治療について **B** らと被告人との間で治療の金額を決めたのは、平成26年12月31日である。前述した領収証の作成について筆跡鑑定を求める理由の一つであるが、これより以前に被告人が **B** らから本件に関して金銭を受領した事は無いし、被告人が **B** と会ったのは同月29日であるから、そもそもそれより前に被告人が **B** から金銭を受領する理由はない。銀行振り込み履歴によると、それ以前に3万1000円ずつが被告人の口座に振り込まれているが、**H** が **B** らに弧の被告人の口座を教えたのは同月30日である。

このように、被告人が受領した金銭についてどの治療に該当するかをろくに精査せず、全てを **A** の治療費であると認定した第一審判決及び控訴審判決には重大な事実誤認があり、判決の重大な事実誤認に当たることは明らかである。

第3 結語

以上から、原判決には、刑事訴訟法第405条にある憲法違反又は憲法の解釈に誤りがあるほか、刑事訴訟法第411条に定める、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認が存在して原判決を破棄しなければ著しく正義に反する事情もあることから、破棄されるべきである。

以上

○ 参 照

第1審判決の主文及び理由

主 文

被告人を懲役14年6月に処する。